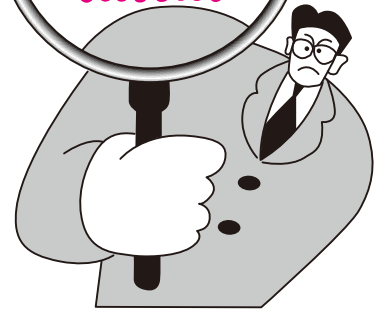


行政の 焦点



賃上げと労務費転嫁を両輪に

会社の収益改善、そして従業員の雇用や賃上げのために、販売価格を適正に見直すことは有効な手段の1つです。皆様が適正な価格の見直し・価格転嫁のための交渉を円滑に行うことができるよう、ツールや情報を活用しましょう。ここでは、中小企業庁資料『ここから始める価格交渉』より主要部分をご紹介します。

価格交渉チェックリスト

1. 交渉の前に準備しておくこと

- 対象となる製品(部品)固有の情報を整理しましょう。
 - ☐ これまでの販売量と価格の推移、価格変更の理由
 - ☐ 原価構成(材料費、加工費、管理費、粗利など)
- 相手にとって、自社がどれくらい重要な取引先なのか把握しましょう。
 - ☐ 現在の割合はどれくらい価格と品質で製品を提供しているか
 - ☐ なぜ自社が受注できているか
- 値上げした場合の相手のメリット、または値上げしない場合、相手に生じるデメリットは何か考えましょう。
 - ☐ 価格変更は安定供給や品質安定にどのような影響があるか
 - ☐ 代案として相手に提案できる価格以外のメリットはあるか
- 相手との取引関係を確認しましょう。
 - ☐ 下請法が適用される取引か
 - ☐ どのくらいの相手との付き合い(取引期間)があるか
 - ☐ 決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか
 - ☐ 相手への依存度はどのくらいか
- 「提示価格」と「留保価格」を考慮した上で、目標価格を設定しましょう。
 - ☐ 交渉相手に提示する理想的な価格「提示価格」をどのくらいの金額にするか
 - ☐ 自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか

2. いざ交渉を開始しましょう

- 交渉のテーブルを設定するよう要請しましょう。
 - ☐ 「価格改訂検討のお願い」など、文書を発行し、相手に通知しましょう
- 目標価格に近づけるよう交渉しましょう。
 - ☐ 事前に整理した情報を把握して交渉に臨み、合理的なデータを提示しましょう
 - ☐ 値上げの必要性を説明したら、まずは「提示価格」を提案し、相手の反応を見ましょう
- 必要に応じて、対案・代案を提示しましょう。
 - ☐ 段階的に値上げを進めることを提案しましょう
 - ☐ 自社で受け入れ可能な取引条件を提示した上で、値上げを提案しましょう
 - ☐ 取引価格が据え置かれる場合は、材料や製造工程などの条件変更など、引換条件の提案を求めましょう

労務費の価格交渉に関する国の指針

特に進んでいない労務費の価格交渉については、内閣官房・公正取引委員会が発注者・受注者の行動指針を示しました。この指針では、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など、公表資料を用いて希望価格を提示することなどを求めています。

指針を
CHECK!



ここから価格交渉の
申込み様式例を
ダウンロードできます



■取引先にとって自社の価値は ～強みを活かした交渉を～

「急な発注にも柔軟に対応できる」「安定した品質で供給できる」など、自社の強みを顧客との交渉に活かしましょう。それぞれの顧客との関係に応じてどのような交渉を行うとよいか、相談窓口も積極的に活用してください。

よろず支援拠点

国が47都道府県に設置した
中小企業向けの経営相談窓口
価格転嫁に役立つ原価計算も支援



下請かけこみ寺

国が全国48か所に
設置した下請取引の相談窓口



公正取引委員会の窓口

取引先から受ける
不当なしわ寄せについて
相談や通報の受付



都道府県の 中小企業支援センター 経営相談窓口



各地域の 商工会・商工会議所の 経営相談窓口

商工会 商工会議所



Column ▶ 交渉に役立つテクニック

01.書面での申し入れ

交渉経緯や結果を書面で残すことで、発注者との認識のずれを解消することができます。

口頭でなく書面での交渉を行い、トラブルを未然に防止しましょう。

02.下請法の活用

取引先が下請法上の「親事業者」になりうるか把握しましょう。

例えば、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」は、下請法で禁止される「買いたたき」に該当する恐れがあるとされています。

下請法については、公正取引委員会の相談窓口が利用できます。中小企業庁では、下請法に関する講習も提供しています。

03.パートナーシップ構築宣言の活用

発注者として取引先との連携や共存共栄を進める方針を代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業もあります。

宣言企業であれば、価格決定方法の考え方を公表している場合がありますので、交渉の参考にしてください。

ここから
CHECK!



労務費の価格交渉に関する国の指針について